

日本語の「南進」：「大東亜戦争」期の日本語普及政策

松永，典子
九州大学大学院比較社会文化研究科博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/14867>

出版情報：比較社会文化研究. 1, pp.1-10, 1997-03. 九州大学大学院比較社会文化研究科
バージョン：
権利関係：

日本語の「南進」

—「大東亜戦争」期の日本語普及政策—

松 永 典 子

【要 約】

本稿では「大東亜戦争」期に国策として日本語が南方進出していった事実を国家的政策と現実の日本語普及論議との相克という観点からとらえる。日本語は当時国策と不即不離の関係で対外進出していきながら、現実にはその傍らで国内の日本語議論そのものが既に内部破綻していたと言える。というのは、当時日本語普及の方策を先導していったのが「国語」崇拝者とも言うべき国語学者の多くであったために、日本語普及論議がしだいに明治時代から婉々と尾を引いていた「国語国字問題」にすり替えられていったためである。また「南進」した日本語が一外国語としてではなく、国体や日本精神、言霊と一体となった言語イデオロギーとして論じられることによって、植民地での「国語教育」と占領地での「日本語教育」を同一視する矛盾と偏向が生じたとも言える。つまり、国策的には「大東亜の共存共栄」の理念に基づいた東亜の共通語としての日本語普及がうたわれながら、日本語普及論議としては「国語」イデオロギーの呪縛から逃れられないまま、他民族にとっては日本語が外国語なのだという外向きの視点を欠いた観念論が横行した。その結果、対南方日本語普及政策は「国語」イデオロギーと一体化した観念論に終始した分、具体的方策に乏しく南方現地の日本語教育をリードするほどには機能していかなかったと考えられるのである。

はじめに

日本が南方(主として東南アジア諸国を指す)に関与したのは何も「大東亜戦争」の時期だけではなかった。それ以前にもそれ以後にも、南方関与に関しては歴然とした歴史が息づき、今日にまで及んでいる¹⁾。そして「南進論」にも「南進」という言葉自体にもある種のはばかられる意識が伴うのが通例であり、それは「南進論」に国策と結びついた「侵略」の思想が込められているからに他ならない。実際のところ、「南進」はまさに「南侵」であったというほかない。

日本語について「南進論」が盛んに論じられたのは、「大東亜戦争」に突入してからであった。本来なら日本人の南方関与が始まった時から、日本語の南方進出も始まったと考えるべきだろう。いわゆる「からゆきさん」や、その他南方に進出していった日本人の存在も決して忘れられるべきではないが、本稿で問題としたいのは国策としての日本語普及である。当時の対南方教育政策に関しては、石井均の研究(『大東亜建設審議会と南方軍政下の教育』西日本法規出版、1995)に詳しいが、国家的政策と現実の日本語

普及論議との相克という論点に関しては従来検討されていない。そこでここでは、日本語が国策と不即不離の関係で対外進出しながら、現実には対南方日本語政策が南方現地の日本語教育をリードするほどには機能していかなかったと考える観点から、その原因を国内での日本語普及論議が陥った陥穽という点から解明したい。そのためにまず、第1, 2章で、政府、軍部双方のいかなる政策、理念のもとに日本語が「南進」していくことになるのか、時間軸に沿ってその経過をたどってみることにする。そのうえで、第3, 4章で国内では日本語の「南進」がどう論じられ、どう推進されていったのか、「国語国字問題」との関連を含め日本語普及の諸問題を考察する。

1 政府の対南方教育政策

日本が南進政策に踏み切っていくのは、列強の経済封鎖を打開して南方の資源を獲得し自給自足体制を固めんがためであったとふつう指摘される。言うなれば戦争での生き残りをかけ、南方へ侵攻していったわけである。その際急速に浮上してきたのが、それまでの「東亜新秩序」(「日滿

支)を根幹としアジア一帯をも包括する指導理念)を新装した「大東亜共栄圏」構想であった。東条首相の演説(1942年1月21日)によれば、大東亜共栄圏建設の根本方針は、「実ニ鞏固ノ大精神ニ淵源スルモノデアリマシテ、大東亜ノ各国家及び各民族ヲシテ各々其ノ所ヲ得シメ、帝国ヲ核心トスル道義ニ基ク共存共栄ノ秩序ヲ確立セントスル」[石井, 1995, 18]のものであった。この演説にもみられるように、「大東亜共栄圏はあくまでも「帝国ヲ核心トスル」アジアの新秩序であって、政治経済面のみならず文化面においても日本の特権的支配を前提とする体制であって、決して「大東亜」の諸民族の完全独立と平等の上に立つ連帯ではなかった」[同上書, 19]。

このような共栄圏構想の下で形成されていく教育政策の理念が、俄然それを反映したものになっていったのは当然である。「大東亜教育体制確立ニ関スル建議」(1942年2月12日第79帝国議会採決)における大日本興亜同盟理事長・永井柳太郎の主旨弁明にそれは明らかに表れている。つまり「大東亜共栄圏ノ礎石タル重要性ヲ有スルモノハ、其ノ原住民ニ興亜教育ヲ施シ、彼等ヲシテ其ノ精神ニ於テ日本ニ帰一セシメ、日本ヲ盟主トシテ大東亜民族ノ同盟ヲ結成セントスル機運ヲ促進セシメントスルコト」というものである。さらに永井は、「是等米英両国ノ多年ニ亘ル思想侵略ヨリ大東亜民族ヲ開放シ…大東亜民族ヲシテ興亜ノ理念ニ徹底セシメ、其ノ精神ニ於テ真ニ日本ニ帰一セシムルト同時ニ、又彼等ヲシテ共栄圏建設ノ協力者タルニ適当ナル科学的、技術的、且ツ勞務的訓練ヲ修得セシメ」なければならぬともいう。以上のような基本方針は「南方占領地での教育政策の重要な指針」²⁾となった。特に永井の言うところの教育によって日本への精神的な帰一をはかるといふ考えは、南方の学校教育の現場へ日本語普及とは本来別個の問題であるはずの宮城遙拝や君が代斉唱など日本的儀礼を持ち込んでいく際の格好の口実となったと言ってよからう。

もうひとつ日本軍政下の教育の理念を方向付けた政策として、内閣の大東亜建設審議会の「大東亜建設ニ処スル文教政策」答申案(1942年5月21日同議会総会決定)の中の「大東亜諸民族ノ化育方策」³⁾がある。この「大東亜建設ニ処スル文教政策」等の答申(案)は陸軍省より南方軍へ通知された後、その後の閣議(8月21日)において政府の政策の基準となすことが決定されており、政府による占領地の教育政策の基本とみなすことができる[石井, 前掲, 92]。

「大東亜諸民族ノ化育方策」の内容には、まず八紘為宇の大義に則るといふ基本方針が掲げられ、日本をアジアの盟主として、諸民族に大東亜建設の意義を理解徹底させ、その完遂が共同責任のもとに行われるべきことを自覚させるといふ主張が展開されている。また、各民族固有の文化及び伝統の尊重についても言及されているものの、石井

均はこれが「典型的な多民族複合地域である南方占領地一帯の文化的状況やその伝統を十分に配慮したものでないことは、各部会の審議の中でもうかがい知れる」[同上書, 86]ことを指摘している。

この中で具体的に日本語教育に関わる方策としては、「言語ニ関スル方策」⁴⁾がある。その内容は現地の固有語の尊重、大東亜の共通語としての日本語の普及、欧米語の可及的速やかな廃止といったものである。特に英語に代わり日本語の普及を徹底することは、「大東亜共栄圏」建設の真意義並びに国体の本義を共栄圏内の諸民族に理解させるためには絶対必要であるとの認識から、日本語の急速な普及の重要性は大東亜建設審議会の審議過程においても当初より検討されていた[石井, 前掲, 46-47]。このことは、日本語が政治イデオロギーと結び付いていく契機として、見逃せない事実である。

2 軍部中央の対南方教育政策

開戦の前後期、軍部においては戦争目的に伴う軍事的作戦の遂行に全力が注がれ教育政策自体は顧みられていなかった。教育に対する政策らしきものがかるうじて建てられるのは占領後しばらくたってからである。軍部の方針からそれを確認してみることにしよう。この戦争の目的は「日本の自存自衛」と「大東亜新秩序建設」だと掲げられたが、現実的にはこの二目的を同時に追求することは困難であり、実際に占領政策の中で第一義に考えられたのは前者のほうである。「大東亜新秩序建設」という目的は、後からおざなりに付け足された内実の伴わないものであった。というのも、日本側だけが占領地の資源を獲得する一方で現地住民への反対給付となすべき物資の余力は日本にはなかったのである。南方占領地の帰属問題にしても領土化の意図が戦争終結に至るまで見え隠れしていた。占領後の行政統治要綱の下敷きとなった参謀本部第一部研究班による「南方作戦ニ於ケル占領地統治要綱案」(1941年3月末日)⁵⁾においてもそれは裏付けられる。つまり、そこには「住民ノ教育向上如キニ特別ノ関心ヲ示スコトナシ」「徒ニ東亜共栄圏建設ノ理想ヲ説キ或ハ急躁ニ民族意識ヲ喚起セントスルカ如キ迂遠ニ趨リ又直チニ生活ノ向上改善ヲ示唆スルカ如キハ適当ナラス」「民族運動ノ如キハ其ノ動向特ニ事実ヲ注視シ不即不離ノ態度ヲ以テ之ニ臨ミ確實ナル根柢無クシテ一時附和雷動泡沫的勢力ヲ得テ治安ニ害アルモノハ寧ロ之ヲ弾圧シ精選シテ其ノ実力ヲ確認シ且之ヲ利用スルノ時期ニ至ル迄ハ進ミテ之ヲ扇動助長スルカ如キ態度ヲ慎ムヘキモノトス」とある。現地諸民族の生活保障や向上、ましてや民族の自立等は、作戦遂行のうでで顧みられる余裕はなかったのである。言い換えれば、「大東亜の共存共栄」

の理想は名のみのものでしかなかったということである。

その後の占領地行政の基本綱領となっていく「南方占領地行政実施要領」(1941年11月20日、大本営政府連絡会議決定)においても、さらにそれに準拠した大本営の指令「南方作戦ニ伴フ占領地統治要綱」(1941年11月25日、大陸指第九百九十三号)においても教育については一切言及されていない⁶⁾。このことは、南方軍政の三大目標「治安の恢復」「重要国防資源の急速獲得」「作戦軍の自活確保」が示すように、この戦争における南方地域占領の目的が第一には「資源の獲得」であったことを如実に反映する側面である。また南方占領地の行政を直接担当した陸軍と海軍の間には「占領地軍政実施ニ関スル陸海軍中央協定」(1941年11月25日)が結ばれ、それぞれの担当地域が決定された⁷⁾。

それでは、陸軍、海軍はそれぞれどのように対南方教育に関わったのだろうか。開戦当初の陸軍省の基本的統治方針が窺えるものの中には教育に関してあまり積極的な施策は見られない⁸⁾。現地住民に対する教育に関しては従来通りとし、日本人式の教育を行わないよう文化工作の行き過ぎを諫めている点、統治を容易にさせる手段として日本語の普及に努めるべきだが、それが強制にならないよう注意している点など、教育を強硬に推し進める方針は見い出されない。日本語教育に関して強硬な指示が出されるのは占領後しばらくしてからのものである。それは、陸軍大臣の次のような指示にみることができ⁹⁾。戦争完遂のためには思想からして米英勢力を一掃すべきであるとして「…一日モ速ニ日本語ヲ普及徹底シ多少ノ不利不便等ヲ忍ヒテ当初ヨリ徹底的ニ日本語ヲ使用シ日本字ヲ教習セシメ速ニ普及徹底スル如ク施策ヲ望ム」というのである。「軍政総監指示」(1942年8月7日)¹⁰⁾にも同様の表現が見られることから察するに、この陸軍大臣の指示はそのまま直接南方軍に伝えられたものと思われる。それに対して海軍の占領担当地区では、日本が永久確保を目途としていただけに当初より文教政策が見られる点が特徴的である¹¹⁾。つまり、欧式教育の影響の是正、日本語や日本文化の普及、教育の主眼点を技術教育に置くことが海軍側の教育の方針であった。

以上のような軍部の教育政策は、最終的には大東亜建設審議会で決定された「大東亜建設ニ処スル文教政策」の答申案に勘案され、陸軍省を通して南方軍に指示される。陸軍省の指示を受けた南方軍では、「大東亜建設ニ処スル文教政策」の枠を出ない範囲で、「軍政総監指示」の中に教育の方向性を示し、その指示を南方各軍へ伝えている。

3 日本語教育対策

東亜新秩序の一環としての日本語の進出をはかる方策を協議する目的で、1939年6月に文部省は「国語対策協議会」

を開催した。この会議は「いままでばらばらにすすめられていたアジア各地での日本語教育の実践を総括し、今後の日本語教育政策を「本国」で統一して立案し、推進していくための会合」¹²⁾であった。そのため、会議のメンバーも企画院、興亜院、外務省、大蔵省、陸軍省、海軍省、拓務省など関係官庁の担当者、日本植民地の日本語教育担当者や学者、文部省関係の役人など多彩であった。また、この会議はアジアでの40年の日本語教育の歴史の中で、初めて開かれた統一的対策を練る会議であった点も注目される。そして、これ以降日本語の対外進出が日本国内で活発に論じられていくひとつの契機ともなっていたのである。

この会議の中でとりわけ目を引くのは、荒木文部大臣の挨拶をはじめとするそこでの論議の基調にあった日本語進出の思想、あるいは国語観といったものである。荒木大臣は「国語ヲ広く海外ニ普及セシムル」目的は「東亜新秩序ノ建設ニ資スル」ためであり、「我が国語ハ我が国民ノ間ニ貫流スル精神的血液」であって、「コノ精神的血液ガ東亜諸民族ノ間ニ我が国語ヲ通ジテ流レ」れば、「此ノ大業貫徹ニ相互共同ノ実ヲ挙ゲ得ルノデ此ノ目的達成ノ為ノ重要ナル施策」であることは言うまでもないと述べている¹³⁾。この「国語は国民の間に流れる精神的血液」だという発想は、国語学者・上田万年の国語観の流れを婉々と汲むものである¹⁴⁾。さらに国文学者・久松潜一は「日本語ノ普及ハ日本精神ヲバ光被サセルコトデアリ、日本ノ文化ヲ真ニ其処ニ植付ケルコトガ日本語ヲ真ニ理解サセルコトデアリ」という日本語＝日本精神＝日本文化の論理を展開している¹⁵⁾。この時期の議論は南方進出を念頭においての議論というわけではないが、こういった論理こそがまさに大東亜建設理念と日本語の「南進」とを結びつけ、日本語と日本精神・日本文化とを一体視していく際の論調の端緒となった点にこそ注意を払わなければならない。

この「国語対策協議会」の他にも日本語普及のためのさまざまな機関が設置され活動していた¹⁶⁾。それらを一元化する目的で、1940年12月に日語文化協会(興亜院の委託を受け、日本語教育に関する研究等を行なっていた財団法人)内に設けられていた日本語教育振興会が1941年8月25日に文部省の外郭団体として拡大改組された。それ以前は中国派遣教員の養成や大陸向けの教科書編纂が日本語教育振興会の中心的役割であったが、広域な大陸だけに、教員、教科書の補充すら十分になされているとは言えなかったのである。

さて、南方占領地での日本語教育に対する政府の本格的対策が見られるようになるのは1942年8月18日に「南方諸地域日本語普及ニ関スル件」が閣議決定されてからである。この閣議決定ではその取り扱い方について次のように述べられている[朝日新聞、1942年8月19日夕刊]。

- 1 日本語教育ならびに日本語普及に関する諸方策は陸海軍の要求に基き文部省においてこれを企画立案すること
- 2 南方諸地域の諸学校において日本語教育のため使用する教科書用図書は陸海軍の要求に基き文部省においてこれを編纂発行すること
- 3 南方諸地域に派遣せらるる日本語教育要員は陸海軍の要求に基き文部省においてこれを養成すること

また、「教科書は各地域別に全部日本語という直接法で編纂、まづ成人向、ついで初等科から中等科におよぼし、とくに掛図等を重用する、同時に簡易な会話書および辞書をタガログ、マレー、ビルマ、安南、泰の六通で編纂する」とあり、教育要員の養成は差当たり10月ごろから約500名の講習会を期間3ヶ月で2回開催するとされた。

これで見ると、文部省の任務は陸海軍の求めに応じて、日本語教育の方策を建て教員を養成し教科書を作ることであり、「これでは単なる軍の下請け機関にすぎない」[石井、前掲、105]ことになる。つまり、こと南方の日本語教育に関して言えば、軍政の進行につれて日本語普及の必要性が生じ、現地で試行錯誤的に実施されている中でおこってきた問題点が軍に吸い上げられて、あとから文部省がそれに理念的意味付けと実質的援助を行なっただけであると考えほうが妥当ではあるまいか。言い換えれば、教育の主導権は文部省ではなく陸海軍、もっと言えば直接軍政に携わった現地のほうにあったと考えられる。この件は日本語教育振興会の果たした役割とも関連するので、さらに次章で触れることにする。

日本政府の対南方日本語教育政策とでも呼べるものが確立したのは、1943年9月28日に「南方諸地域ニ普及スベキ日本語ノ教育ニ関スル件」が閣議諒解されたことによる。これによると、「南方諸地域ニ対スル日本語教育並日本語普及ハ、南方諸民族ヲシテ先ヅ日常生活ニ必要ナル日本語ニ習熟セシメ我ガ諸施策ニ遺憾ナカラシメツツ、日本語ヲ通ジテ日本精神日本文化ノ浸透ヲ期スルト共ニ日本語ヲ大東亜ノ共通語タラシメ国内諸民族ノ団結強化ニ資スルヲ以テ目標トス」[同上書、106]ということで、そこには日本精神・日本文化と一体化した日本語普及が示唆されている。普及すべき日本語は「醇正ナル日本語」とされた。つまり、特に敬語法に留意することをはじめ、文部省著作の国語教科用図書に準じた歴史的仮名遣いを使用、文字は片仮名及び漢字を用い、教授法は学習者の母語によらない直接法と定められている[同上書、111-112]。ここで注目すべきことは、日本語の対外進出によって、国内で論争となっていた「国語国字問題」に文部省としてのひとつの見解が示されたことである。

4 日本語普及の諸問題

対外進出したことで日本語をめぐる様々な問題が噴出してきていた。大出正篤(奉天大出日本語教育研究所長)は、日本語の大陸進出を讀えうえで、今こそ「日本語の南進すべき時機が到来した」と「東亜諸民族の共通語」としての日本語の出陣に拍手を送っている。ただ、彼は日本語教育の専門家だけあって、単に日本語を強硬に進出させようというわけではなく、大陸での轍を踏まないよう教授指導者の養成が急務であることなど対応策の断行を進言している⁽¹⁷⁾。このように、日本語はただ国策として南方進出したのみならず、日本語そのものの抱えた問題点をもここで一挙に露呈してしまった感があった。

こういった日本語普及の諸問題を考察していくにあたって、東亜の日本語教育に関して国家的日本語教育統制機関として機能したはずの日本語教育振興会についてまず見る必要があるであろう。さらに、国内では日本語普及をいかなる理論のもとに進めていこうとしていたか、当時の「国語国字問題」や日本語観とも合わせて見ることにしよう。

(1) 日本語教育振興会の果たした役割

1941年に再発足した日本語教育振興会は文部省内に置かれ、会長は橋田邦彦文部大臣、副会長には文部次官と興亜院文化部長、理事長は文部省図書局長の松尾長造、常任理事として文部省図書監修官2人と興亜院事務官と書記官とが任命されており、文部省と興亜院とを核とした大規模な組織であった⁽¹⁸⁾。「日本語教育振興会趣意書」(1941年9月1日)によると、その設立目的は「大東亜共栄圏ニ日本語ヲ普及シ、日本語ノ振興ヲ図ル」事業の組織的發展を期するため、「必要ナル各般ノ施設ヲ講ズルト共ニ、広ク各種団体ノ事業ヲ調整シテ統制アル事業ノ促進ヲ図リ、以テ焦眉ノ急務ヲ備へ、目的ノ完遂ニ万遺憾ナキヲ期セントス」ことであった。その具体的な事業内容としては、「一、日本語ノ普及ニ関スル諸般ノ調査及研究。二、日本語教科用図書ノ刊行及頒布。三、日本語教育資料ノ作成及頒布。四、日本語教師ノ養成及指導。五、日本語ノ普及並日本語教育ノ振興ニ関スル各種会合ノ開催。六、日本語ノ普及並日本語教育ニ関スル雑誌ノ発行。七、日本語ノ普及又ハ日本語教育ノ振興ニ関係アル内外諸団体トノ連絡及之等団体ノ行フ事業ノ調整。八、其ノ他日本語ノ普及並日本語教育ノ振興ニ関シ必要ナル事項」[『日本語』第1巻8号、日本語教育振興会、181]といったことが挙げられている。日語文化協会時代の事業内容と比較すると、「日本語教授法ノ研究」が消え、新たに教科書編纂や教員養成などの事業が加わっている。このうち、教科書編纂については、日語文化協会時代より大陸向け教科書「ハナシコトバ」の刊行

は着手されており、振興会時代に本格化していったと見るべきであろう¹⁹⁾。そして、中国大陸用教科書に続いて南方向け教科書の編纂も1943年から45年にかけて行なわれていく。また、六の項目にある雑誌というのは機関誌『日本語』のことである。

振興会の事業はこのように政府と直結したものではあったが、「機関誌『日本語』を介しての日本語教育をめぐる活動には自由かつ幅のあるものがあった」と長谷川恒雄は評している。さらに、長谷川は『日本語』が、振興会と実際家（実際の日本語教育従事者）とを結びつけ、日本語教育界をまとめあげたが、同時にいくつかの対立問題を表面化させたことを指摘している²⁰⁾。以下の項では日本語普及のいくつかの問題点を考察していく。

(2) 日本語の普及目的と方法

日本語普及の目的については理論家にしろ、実際家にしろ大筋においては東亜の共通語としての普及をはかるといふ政府の方針を踏襲するものであり、むしろそれを祭り上げる方向へ進んでいったといつてよいであろう。東亜における日本語進出の目的が明らかに台湾、朝鮮、満州の「国語教育」とは一線を画したものであることが理論家の意見の中にも見られる。日本語教育振興会顧問の安藤正次はこう述べている。「東亜の諸国民に対する日本語教育の目標は、日本語の教育によって、彼等を日本化せしめ、日本語を通じて、彼等を日本人たらしめるのにあるのではない。彼等をして、日本語を通じて日本を知り、日本人を知り日本の文化を知らしめ、さらに日本語を東亜の共通語とすることによつて、東亜人の精神的帰一をはかるといふのが、日本語教育の理念である」「日本語教育は、母語の教育に対してどうしても第二次的の地位に立つといふことは銘記されなければならぬ」[安藤「日本語の進出と日本語の教育」『日本語』前掲、第1巻2号、8、10]。この言によれば、日本への精神的同化という呪縛からは逃れられていないものの、安藤はあくまで外国語教育としての日本語教育という立場を提唱しているのがわかる。当時法政大学教授（国語協会常任理事）の石黒修も日本の言語政策を各国の代表的民族語を公用語、日本語を共栄圏の共通語にするという「二本建ての極めて穏当な言語政策」と評している。「すなはち、まづ各民族ブロックによる団結を形づくらせるために、それらの民族共通語を確立させると同時に、大東アにおける各ブロック間の公用語によつて共栄圏の建設を進めて行かうといふのである」。石黒はさらに、「日本語の普及の…意義は、かつての欧米語の様に、これによつて君臨し、抑圧するためでなく、「ひとつになつて進もう」ということにあるのだと強調する[石黒「大東ア日本語共栄圏」西原慶一編『日本語教育の問題』六芸社、1942、95

-97]。

しかし、そういった理想が如何に詭弁であったかは、共栄圏の盟主であるという論理を振りかざして日本語を普及することで、共栄圏民族の柔軟なコントロールを図ろうと画策した事実を見ても明らかである。その「穩健」と称す言語政策にしても、南方占領地のほとんどが複合民族国家であるという特殊性を考慮したものではなく、かえって民族対策と表裏一体の関係を持っていた。つまり、公用語とされた民族語を話す民族はその国の主要民族とみなされ優遇されるが、逆に他の民族の言語は切り捨てられ、同時にそれら民族は差別され、あるいは弾圧されていったのである。「共栄」と言いながら少数民族への配慮などかけられない、全くひとりよがりな「穩健さ」だったと言える。

いずれにしろ目的においては各論者に相違点は認められないが、方法においてはどうだっただろうか。雑誌『日本語』が企画した従軍記者座談会〔「南方建設と日本語普及」『日本語』前掲、第2巻5号、86-104〕における各記者の意見の対立は理論家の風潮と多少趣を異にし興味深い。意見のひとつは、柞木田（報知新聞記者）の日本語の「言霊の精神」に立脚して現地語を抹殺してでも強制的に普及を図るべきだという極端なものである。この意見に同調する者はさすがに無く、成田（読売新聞記者）は言霊の問題は日本人の問題であり、外地に日本語を普及するためには日本語を使えば生活に利便を伴うという功利主義で考えなければ駄目だと主張する。石橋（東京日日新聞記者）は世の国粹的な観念論に終始した強制的普及方法に異議を唱え、日本語の普及の前に「われわれが彼等の言語・風俗習慣を勉強してかかるのが順序だ」「横着な優越感をもつて南方経営に臨んだら必ず失敗だ」とたしなめる。さらに生活に即した日本語の普及、日本語の純化、輸出用の日本語ともいふべき日本語の簡易化という方向で話が集約されてくる。結局ここでの議論は俣野（同盟通信記者）が言った「民族語をもつと活かしてやること共栄圏の共通語として漸次日本語の普及を図ることだが、その場合は強制してはいけない」という方向で落ち着いた。

しかしながら、ここでの結論は決して当時の日本語普及の全般的論調と同一であったとは言えない。現実には普及方法を具体的に進言している論者はほとんどいないと言っても良い。日本語普及は「大東亜の共存共栄」のためとは言いながら、一方で次第に国内の「国語国字問題」や日本人自身の問題にすり替えられ、具体的施策よりも観念論に終始した感がある。

そういうふうに、日本語の南方進出が題目に掲げた「大東亜の共存共栄」の理念から現実にはどんどん乖離していく根本的問題点はそもそも日本語の進出が国策と結びついていった点にある。そのため、日本語進出論者のほとんど

が「日本語の発展＝日本の発展」あるいは「国語の進出＝国力の進展」というとらえ方をしている。たとえば、その考え方は芦田恵之助がハルピンで案内人として出迎えてくれた若者が「国語を語り得ること」に感激した際の考えに象徴されている。(当時彼は国語教育改革のために全国教壇行脚を志し国内だけでなく樺太、台湾、満州にまでその足跡をしるした。)その時の芦田恵之助の感慨とは「国語の行はるる所は悉く我が領土である。」と。よしその地が何処に領有されてみても。さらに考えました。「日本民族が発展しようとするならば、国語を尊重して、その行はるる区域を拡張することである。」と[芦田「第二読み方教授(抄)『近代日本教育論集』国土社、1969、224]というものであった。一國語学者の極めて個人的な感慨に過ぎないかもしれないが、言語を民族、あるいは国力発展の手段としてとらえている点で看過できないものがある。これはひとり芦田恵之助の問題のみならず、時代精神自体がかこっていた病であった点で根が深いのである。そして、そういった捉え方から「国語教育」と「日本語教育」とを同一視する矛盾と偏向が生じてくることになる。

(3) 日本語普及と国語問題(国語の醇化)

日本語普及論議が国内の国語問題にすり替えられ、南方の日本語普及に関しては具体的方策に乏しかったことを指摘したが、それはその当時日本語教育の専門家も少なく、外国語教育としての日本語教育や日本語学についての研究も進んでいなかったという背景も大きく作用していただろう。従って日本語普及の方策を先導していったのが国語崇拜者ともいべき国語学者の多くであった点を見逃すことはできない。中でも保科孝一と志田延義は日本語普及を政策上理論づけていった代表的人物である。

日本語普及政策に関して第一人者と言われた保科孝一(文部省国語審議会幹事長、東京文理科大学名誉教授、国語文化学会顧問¹²⁾)の場合を見てみよう。保科の議論のそもそもの問題点は、日本語を問題とすべき日本語政策を「国語政策」と称して、この二つをあたかも同一の問題であるかのように扱っていることである。保科によれば、東亜共栄圏の確立を期するには各民族間の融和をはかることが急務で、そのための最も重要な方策は「共栄圏内に共通な国語を協定し、これによつて、各民族間における意志の疎通を図るといふことである。これに対してその資格を有する国語はわが日本語をおいて他にない」[保科「国語政策の意義」『日本語』前掲、第1巻6号、4]となる。ここでは、共栄圏内に共通な国語を制定すべきこと、それが日本語であるべきことが主張されているが、なぜ共栄圏内の共通語が「国語」なのか、そのうえなぜそれが日本語でなければならないのかについては何の説明もなされていない。

もっとも彼の他の著作の中に「今日、わが大日本帝国が、大東亜共栄圏の盟主となり、指導者となつてゐるのであるから、圏内の各民族が、自然、わが国に迎合して、わが国語を争つて学ぶやうになることは、これ又当然のこと」[保科「大東亜共通語としての日本語」国語文化学会『外地・大陸・南方日本語教授実践』1943、11]だと、日本語が大東亜共通語として各民族語の優位に立つべき根拠が述べられている箇所はありはする。しかし、それとて南方の諸民族の各民族語や民族性の尊重を無視した身勝手な論理であると言えよう。なぜなら、「民族を団結せしめる最も強大なる力を持つものは、やはり言語である」「もしある民族が、祖先伝来の言語を捨て、他の言語を使用するやうなことがあれば、その民族の固有の精神が自然変つていくのである」[同上、9]と主張しながら、日本語を彼らの共通語にするということが彼ら固有の民族語を排斥するという事実には思い至っていないからである。保科には日本語が他民族にとっては「国語」ではなく、「外国語」なのだという認識が全く欠如していたのではないと思われる。よつて「日本語の普及を促進するには、まづ国語国字を整理することが国語政策上重大な要件である」[保科「国語政策の意義」、12]という論理が堂々とまかり通つていくことになる。

この「日本語問題＝国語問題」路線は国語、国民、日本文化といった問題にどんどん拡大されていく。たとえば、土岐善麿(日本放送協会用語調査部嘱託)は長谷川如是閑(評論家)の「先づ日本人自身が正しい日本語を取り戻さねばならぬ」という言葉を引用してこれは日本語進出の場合にも絶えず念頭におくべきことだと言うし[土岐「進出日本語の後続性」『日本語』前掲第2巻1号、31]、玉井茂(東亜研究所員)は「日本文化が大陸に普及し得るためにはわが国においてもまた日本文化が新しい形態をもつて発展しなければならない」[玉井「日本文化の大陸普及について」同上、33]と言う。志田延義(国民精神文化研究所員)に至つては「国語問題として考へても、日本語を外にひろめる問題として考へても、国民が国語に対する認識を徹底し、国語の力を養ふことが、根本的な解決の仕方である」[志田「日本語をひろめるために考ふべき若干の問題」『日本語』第2巻4号、22-23]と完全に国語問題と日本語問題が同一視されている。それはさらに、戦局の進展につれ、国民総力戦体制が叫ばれ始めると、日本語についても国語についても「内外一如の方針」を採るべきだという論調にすら結びついていった。論点は移つたにしても日本語をあくまで「国語」として進出させていこうとする「日本語＝国語」論者の強硬姿勢は衰えることを知らないのである。

このように、日本語普及の問題が国語問題に覆われてまともに議論されていなかったというのが、南方への日本語

普及が始まった当初の国内の言論界の状況であった。日本語普及の前に国語問題の解決が不可欠であるという論議が次第に下火になっていくのは、国語整理（国語の簡易化）に固執する根底には国語劣視の思想があるということである。この敗北思想を駆逐しようという愛国的運動が起こったためだ⁽²¹⁾。それから一挙に日本語普及と国語整理問題とは分離の方向へ向かっていくことになる。たとえば、石黒にしても1941年当時、国語の進出に当たっては「国語国字問題」の解決が先決だと言っていたのが、1943年になると日本語普及のために国語をやさしくするのは考えものだと、日本語改造に否定的な態度へと変わっている⁽²²⁾。

(4) 日本語観

日本語普及の問題を歪めていったその他の大きな問題点として、「国語対策協議会」での論議の流れを汲む、「日本語には日本の精神が宿っている」という日本語観がある。この問題についてはShi Gang（石剛）に詳しい論考があり⁽²³⁾、改めて詳述するには及ばないと思われる。

ただ、日本語進出論者の論議の根底にどうしても第1回の「国語対策協議会」での日本語観（ひいては上田万年から引き継がれた明治以来の国語観と言うべきかもしれない）が一貫して流れている気がしてならない。その点についてのみ述べることにする。というのは、荒木文部大臣の「国語は国民の精神的血液である」という発言や、久松潜一の「日本語の普及は日本精神を光被させることである」という発言は、何ら明確な根拠が示されていないにもかかわらず、その後幾多の日本語進出論者の口に繰り返されていくのである。異口同音の論議のオンパレードこそがこの時代の言論界の宿命とは言え、果たしてそこに時代を越えても生き残っていく理想や真理は存在したのだろうか。そもそも日本精神とは何なのか、当の久松の説明でも具体的には何を指しているのかよくわからない。久松は「日本語は日本精神の具現であり、日本人の心の現れである。…日本語の一語一語にも日本の精神がやどつて居り、一の記事にも国民的な思考や、感動がこもつて居るのである」[久松「日本文化の東亜進出に就いて」『日本語』第2巻1号、28]と言う。こういう論理が如何に空疎なものであるか、今更説明するまでもないだろう。

しかし、この一種お呪いにも似た唱えごとが政府の対南方日本語教育政策の中でも「日本語を通して日本精神日本文化の浸透を図る」といった具合に明文化され、南方の日本語教育の理念的後ろ盾となっていたことを思う時、その功罪は重いものがあると言える。久松の言をたどってみると、「日本語は日本文化の重要な一面」であり、その「日本文化の根底をなすものは肇国の精神であり、国体の本義

である」[同上、28-29]ということである。この場合日本語や日本文化は国体と不可分のものとして認識されていることになる。こういった国体と不可分の思想が「皇道の世界光被」[伏見猛彌『大東亜教育政策』国民文化研究所、1942、79]から大東亜圏の教育政策を樹立していこうとする立場や、「大東亜言語建設の目標は、大東亜の民をして共に御稜威を仰ぐ民たらしむるにある」[志田延義『大東亜言語建設の基本』畝傍書房、1943、8]という発想につながっていくわけである。こういう皇道思想の蔓延が植民地での「国語教育」と南方占領地での「日本語教育」の差異を不明瞭なものにし、両者の境界を曖昧にした原因とも言えよう。

またもう一方で、「日本国語こそは、実に肇国以来の精神的血液の貫流でありまして、わが日本の民族的象徴であります。その悠久なること、正に国体と共に窮まりがないのであります」といった御用学者⁽²⁴⁾や、極端極まりない愛国主義者も横行してくる。とんでもない飛躍した意見として、たとえば次のようなものまで飛び出している。「日本を中核とする大東亜新秩序建設、維持、発展に協調する各国及各地域住民は、日本国体と共に発展せる日本語を通じてこそ、日本の真意を悟り、凡てを日本的に把握し得るのである。実に東亜語としての日本語は亜細亜人の精神的血液である。…亜細亜語として、世界語としての日本語が将来世界新文化創造に大なる役割を果すものである。従つて日本人は勿論他民族も、日本語の普及に携るものは何よりも先づ日本語の間に盛られた偉大なる皇道文化の真髓に触れることを第一義とする⁽²⁵⁾」。日本語を国体と結びつけ、日本語は「亜細亜人の精神的血液」とまで言い切るその発想には他のアジア民族に対する行き過ぎた優越意識すら感じられる。この意見にはもはや共同体メンバーであるはずのアジアの諸民族の立場から日本語普及を考える視点は一切ない。そればかりか、「言霊のさきは万国」としての国体を護持し、言霊を通じて大東亜新文化を創るべきだという思想がまかり通るのは日本だけに過ぎないのだという想像力に欠けていることも感じる。日本語教育に国体、言霊の威力を振りかざす観念論者は、雑誌『日本語』の座談会で、ある記者が指摘した「言霊は日本人の問題である」という常識も、「日本語普及には原住民の利便にかなう点が必要ならばうまくいかない」という現状認識すらも持ち合わせてはなかったのである。その根底に占領地を植民地の延長とみる認識の履き違えがありはしなかったらうか。

しかも、こういった傾向は文学者、日本語教育の専門家にも見られるのである。朝鮮総督府の編修官であった森田梧郎は、日本語教育は魂の教育であり、日本人の性格をつくることその根本でなければならないと規定している[森田「日本語教育を思ふ」『日本語』第3巻4号、49-50]。国語改良案に不賛成の立場を通した佐藤春夫は、言霊思想

に端を発して言葉自体を神にまで祭り上げた〔佐藤「神としての言葉」『日本語』第2巻3号扉〕。このように日本語が国体や日本精神、あるいは言霊と一体となる時、それらと一体化した日本語には、ある摩訶不思議な呪縛力が備わったとしか思えない節もある。だが現実には、それが異民族に言語や文化、果ては日本人的思考までを強制する如何に危険な思想であったか、真剣に思い至る者はほとんどいなかった。

この当時の認識としては、「日本が共栄圏のリーダーである以上、日本語が共栄圏内の共通語である」というレベルでは異論がなかったものと思われる。ただ、先に見たように進出するに当たって日本語を強制すべきかどうかについては意見が分かれるところであった。現地の日本語普及の実態を知る従軍記者のような人たちには、日本語は強制普及すべきではないという傾向が強かった。また、大出正篤のように日本語教授と日本精神とは切り離すべきだと主張した実際家もいはした〔大出「日本語の南進について」『日本語』第2巻10号, 50-51〕。ただ、それは日本精神や指導理念を説くことは日本語教育以前の問題であり、共栄圏民族の自発的要求を待つて学習させたほうが効果が上がるという経験的発想からの意見であった。総じて言えば、日本語の強制が現地住民にとっては母語の剥脱につながるのだという意識を以て、この時期に日本語普及の矛盾や偏向を追及する者はいなかった。真にこのことの持つ重みに目覚めていた者は、時枝誠記のように母語尊重と日本語普及の板挟みとなって誠実に苦悩しなければならなかった²⁷⁾。

(5) 仮名遣い

日本語の南方進出により、国語そのもののもつ問題点も種々浮上してきたわけだが、ここでは南方占領地で日本語を教授する際に最も争点となった仮名遣いの問題を扱う。仮名遣いの問題とはつまり表音的仮名遣いを採るか、歴史的仮名遣いを採るかの問題である。この二者の対立は、長谷川の言う「理論家、役人、実際家」の対立を如実に浮き彫りにした。

文部省の国語審議会では仮名遣いは発音通り書くことを1942年8月の段階で定めたが、これには多数の学者や文化人等から反対の声があがった²⁸⁾。これらの「理論家」のほとんどが国体護持を唱える国粋主義者、愛国主義者であった。こういった強い世論の反対にあったためか、文部省はその一年後には方針を全く転換し、歴史的仮名遣い採用の決定を発表した。こうして、歴史的仮名遣い及び他の懸案事項も国内外を通じてすべて同一の方針で進むことになったということは、日本語が「国語」としての性格を強く帯びるようになっていったということでもあった。

一方、表音的仮名遣いの採用を主張したのは現場で日本語教授に悪戦苦闘している「実際家」たちであった。国際学友会の岡本千太郎は日本語教師としての立場からこう述べている。「日本語を母語としない人に、日本語を教える場合に、いわゆる歴史的カナヅカイで日本語をかいたのでは、教育が困難で、すくなくとも初めてのものには、表音的なカナの使い方を必要とするところから、内地以外の各地の日本語教科書は、すくなくとも初学者用には、大部分、表音的に、しかも各地によつてまちまちに、カナを使っている。しかし日本の普通のおよみものは歴史的カナヅカイを用いているから、これをも教えなければならない。…ところが日本のカナヅカイは、いろいろの理由で視覚印象として、はつきり頭の中に残りにくく、一般の人には、よほど努力しないと、覚えられない。また覚えられなくても、なにもそれほどまでにして、それを現代語の表記に強制する必要があるかないかが問題となり、ここに表音的カナヅカイの制定が主張せられ、一部には実行せられているのである〔岡本「国語問題の現段階」『日本語教育と日本語問題』白水社, 1942, 173〕」。これは現場の声を見事に代弁し、かつ日本語教育の実態をよく伝えた文章だと言える。

この二者の対立に対して、日本語教育振興会はどういう立場を採ったか。文部省の外郭団体であるから、当然文部省の方針に従ったわけだが、南方諸地域向け日本語教科書の編纂方針としては「音声言語の教授、訓練を基礎とし、漸次正確なる文字言語の習得に至らしめる」こと、「醇正なる日本語を授け、内外一如の状態に於て日本語の普及を図らんとすること」〔三井政雄「南方向日本語教科書に使用せる発音符号について」『日本語』第3巻11号, 32, 35〕があげられている。仮名遣いの問題は特に明記されていないが、大陸向け教科書の編纂時から一貫して、歴史的仮名遣いが用いられてきた²⁹⁾。南方向教科書の編纂で特に工夫された点は、「教科書中に提示した語彙につき、適宜、発音符号の註記を行なつた」点である。この「発音符号」というのは、「教育上の必要から標準語の発音を表記する場合に用ひるもの」として選定され、「発音を表記するだけのものであつて、之による表記は正字法たる仮名遣（つまり歴史的仮名遣い）とは全く別個のものである」〔三井、前掲, 32〕という但し書き付きのものであった。この方針が定められたのが1943年6月であり、文部省としての対南方日本語教育の具体的方針が決定する時期（同年9月）に多少先行しているが、基本的方針自体は同じである。そして、この時期から南方向向け教科書の刊行もようやく本格的になっていく。ただ、振興会の表記法に対しては「半年も一年も「発音符号」ばかり教へてみて正式の文字を教へない」〔興水實「日本語教育の進展」『日本語教育の問題』前掲, 125〕というので批判もあった。仮名遣いの問題を解決するため

のひとつの折衷案であった「発音符号」も、結局は「国語」推進派から排除されていくのである。

しかし、逆に南方占領地の立場から言えば、文部省の方針が固まるまでは、各地の状況に応じて個別の策を採らざるを得なかったものであり、多くの試行錯誤も繰り返されていった。たとえば、ジャワでは再三仮名遣いに変更になるので、しまいには住民のほうから日本内地の新聞や雑誌の仮名遣いにしてほしいと頼まれたという話もある〔堀内武雄「仮名遣いの切換へに就いて」『日本語』第3巻11号、39〕。マラヤでは、文部省による方向付けがなされたことで、軍政監部の方針で当初はすべて発音どおりの仮名遣いであったのを1943年末から文部省の方針として決定された歴史的仮名遣いに改めている。日本語教育の強化につれ、現地即応形式ではなく、純正な日本語を求める方向へ移行していったと見られる一例だが、そういう日本国内の方針に則った日本語教育の強化はうまくゆかず、占領末期には現地語を取り入れるなど現地の実情を加味した緩和策へ転向を強いられる。

このように、日本語の南進についての国内の議論はその多くが国体思想と結びついた観念論に過ぎないものがほとんどで、現地の実情を配慮した具体的方策に欠けていた点が指摘できるであろう。ごくまれに、日本語教育の実態を踏まえた具体的進言もなされているが、それは結局大勢を占めるには至らず、国体イデオロギーの前に黙殺されていったという印象が強い。よって、南方の日本語普及対策を統制する機関として設置された日本語教育振興会自体の役割についても、現地を後追いつける形で理念的意味付けを行なっただけで、現地の教育を統制する形では機能できていなかったのではないかとこの印象を持つ。それは、振興会の機関誌『日本語』が確かに自由かつ幅のある各方面の意見を掲載しながらも、結局は流れとしては体制側に傾いており、現場の日本語教育専門家の「観念」ではない「肉声」を十分生かしきれなかったことに起因する。この問題はさらに、南方現地の日本語教育に振興会がどれだけ寄与したかということまで含めて議論しなければならないであろう。

おわりに

以上の考察から、対南方日本語教育政策について次の四点をとりあえず結論できる。

- ① 日本政府の南進政策から言えば、教育方針は政治経済の方針に付随するものであり、「帝国ヲ核心トスル」大東亜共栄圏理念を周知徹底させるイデオロギー装置として機能することを強いられた。従って、南方の諸民族に対する教育政策は、単に日本語の普及という語学教授の

レベルに止まらず、精神的に日本への従属をはかることに基本が置かれた。

- ② 文部省自体に教育施策の主体性はなく、軍部の要請にそって教員を養成し、教科書を作成するという受動的姿勢であったため、教科書対策など具体的施策の面で現地より時間的遅れをとった。
- ③ 日本語の対外進出に伴って国内でも明治時代からひきずっていた「国語国字問題」について激しい論議が生じ、対外的方針の結論が出るのに手間取った。長年の論争に対して文部省がひとつの方向性を示したことは収穫には違いないが、それ自体は国内の「国語」推進派にひきずられるもので、日本語教育の現場の声を生かしたものとは言えなかった。
- ④ 国内の議論においては、大東亜建設理念と日本語の南進政策が結び付けられていく過程で日本語が日本精神の権化として象徴化され、具体的施策よりも観念論で日本精神を押しつけようとする風潮に終始した。

従って、総じて言えば日本国内の日本語教育政策は南方現地の諸事情を考慮することなく、占領地政策を日本の戦争目的と連動させるべく、国内の大東亜イデオロギーを占領地の教育行政に押しつけようとしただけで、現地諸民族の民族性を尊重し、占領地各々に適応した教育が実施できるように現地の教育をサポートしようとする観点からは機能しなかったと言える。そのためマラヤの例に見られるように、占領地では日本国内からの教育理念や政策を一旦受け入れたものの、実際の施策のレベルでは齟齬をきたした。すなわち、理念は理念として受け入れても、実際には占領地ではそれぞれの特異性に応じて対処せざるをえなかったわけである。この問題は占領地の教育の実態からもさらに究明されなければならない新たな課題であろう。

注

- (1) 「南進論」については、矢野龍の『南進』の系譜』中公新書、1975、『日本の南洋史観』中公新書、1979に詳しい。
- (2) 石井均『大東亜建設審議会と南方軍政下の教育』西日本法規出版、1995、20-21。旧宗主国の影響を断ち切り、大東亜共栄圏の理念を徹底させ、精神的に日本への協力体制を作るという内容が南方占領地での教育方針の中にも確認できる。
- (3) 「大東亜諸民族ノ化育方策」の方策として挙げられているのは次の3点である。
 - 一、皇国ヲ核心トスル大東亜建設ノ世界史的意義ヲ闡明徹底シ諸民族ヲシテ之ガ完遂ハ其ノ共同ノ責任ナルコトヲ自覚セシム
 - 二、従来ノ欧米優越観念及米英の世界観ヲ排除シ皇道ノ宣揚ヲ期スルモ各民族固有ノ文化及伝統ハ之ヲ尊重ス
 - 三、画一性急ナル施策ヲ戒メ主トシテ大和民族ノ率先垂範ニ依リ日常生活ヲ通ジ不断ニ之ヲ化育スル如クカム〔同上書、86〕。

- (4) 「大東亞諸民族ノ化育方策」
二、言語ニ関スル方策
「現地ニ於ケル固有言語ハ可成之ヲ尊重スルト共ニ大東亞ノ共通語トシテノ日本語ノ普及ヲ図ルベク具体的方策ヲ策定シ尙欧米語ハ可及的速ニ之ヲ廃止シ得ル如ク措置ス」[同上書87]。
- (5) 参謀本部「南方作戦ニ於ケル占領地統治要綱案」[防衛研究所軍政関係資料]。
- (6) 「南方占領地行政実施要領」は防衛庁防衛研究所戦史部『資料集 南方の軍政』朝雲新聞社、1985、91。「南方作戦ニ伴フ占領地統治要綱」は同93。
- (7) この中央協定によれば、陸軍の主担任地域は「香港、比島、英領馬來、スマトラ、ジャバ、英領ボルネオ、ビルマ」、海軍の主担任地域は「蘭領ボルネオ、セレベス、モルツカ群島、小スンダ列島、ニューギニア、ビスマルク諸島、ガム島」[同上書、96]である。
- (8) 「軍政要員ニ対スル大臣懇談案」(2月9日、陸相官邸、1942年推定)の中に教育に関する方針として、「五、文化工作ノ行き過ギヲ戒ムルコト」「十二、原住民ニ対シ日本語ノ普及ニ努ムルコト」[石井、前掲、27]の二項目がみえる。
- (9) 「岡部隊総参謀長・渡辺隊参謀長ニ対スル陸軍大臣指示ノ要旨」1942年6月30日[同上書、28-29]。
- (10) 軍政総監部「軍政総監指示」1942年8月7日、防衛庁防衛研究所戦史室『戦史叢書南西方面陸軍作戦』第92冊付録、朝雲新聞社、1976、3。
- (11) 「占領地軍政処理要綱」1942年3月14日、官房機密第3167号[同上書、29-30]。
- (12) 小沢有作解説「文部省 国語対策協議会議事録(抄)」中島太郎『近代日本教育制度史』岩崎学術出版社、1971、193。
- (13) 「文部省国語対策協議会議事録(抄)」[同上書、194-195]。
- (14) 上田万年の講演録「国語と国家と」『国語のため』(抄)『明治文学全集44・落合直文・上田万年・芳賀矢一・藤岡作太郎集』1968、110。
- (15) 中島、前掲、195。
- (16) 日本語の海外普及を推進していた団体の中で、教科書や辞典などの刊行に着手していた団体として、情報局、国際文化振興会、国際学友会、国語協会、カナモジカイ、日本ローマ字会、日本宣伝文化協会など、外国人留学生事業としては国際学友会、調査研究機関としては、日語文化協会(日本語教授研究所)、青年文化協会など、他にも日本語講座放送用教本を編纂した日本放送協会、文化宣伝を目的とした雑誌やレコードの発行を行なった各新聞社など様々な団体が活動していた。[石黒修「日本語教育の新しい出発」国語文化学会編『外地・大陸・南方日本語教授実践』1943、263-265]。
- (17) 大出正篤「日本語の南進と対応策の急務」日本語教育振興会編『日本語』第2巻5号日本語教育振興会、1942、58-64。
- (18) Shi Gang(石剛)『植民地支配と日本語 台湾、満州国、大陸占領地における言語政策』三元社、1993、112及び川村湊『海を渡った日本語植民地の国語の時間』青土社、1994、229。
- (19) 長谷川恒雄「戦前日本国内の日本語教育」木村宗男編『講座・日本語と日本語教育第15巻日本語教育の歴史』明治書院、1990、63。
- (20) 同上、67-68。
- (21) 明治以来の国語国字問題と国語政策についての史料の取り組みと理念については、イ・ヨンスク『「国語」という思想』岩波書店、1996に詳しい。
- (22) 日本語教育そのものに目を向けるべきだという意見は日本語教育者の側からは早くから出されていた。「昭和十四年、十五年の両度にわたり、文部省が外地の日本語教育者を招聘して、国語対策審議会を開催した席上、斯道の大先輩である山口喜一郎氏から、日本語教育そのものの研究の必要が力説せられたさうであるが、結果は、この会の名義が語るやうに、国語対策、つまり所謂国語国字問題の解決が第一で、そのために国語課を創設するといふ方向に進められたのであった。」[奥水實「日本語普及に於ける日本の自覚」、『外地・大陸・南方日本語教授実践』前掲、1943、18]。この国語問題の推移については同上論文に詳しい。
- なお、国語整理問題に関する反対論の続出を報じた次のような記事もある。「…文部省では…標準漢字原案を発表、…更に字音仮名遣整理案及び国語の左書き決定を発表したがこれらの決定に対しては戦時下の国民思想に動揺を与へ我國の歴史蔑視の風潮を招来する企てであるとして俄然各方面に反対論が続出し、遂にこの程頭山満翁を始め…思想家十六氏が連署して右の標準漢字原案採用留保方を要請する建白書を橋田文部大臣に提出するに至った、」[1942、8、18中外商業新聞]。
- (23) 石黒修『日本語の世界化』修文館、1941、27。石黒「日本語教育の新しい出発」前掲269-270。さらに「学問的なことといへば、日本語を外国語としての研究、国語といふよりも日本語学の確立が必要である。」ともある。[同上書、274]。
- (24) Shi Gang(石剛)、前掲書、「第二部 神になった日本語」参照。
- 上田万年は「国語は日本人の精神的血液である。」と説いた元祖であるとともに「国語」という言葉にお墨付きを与えた張本人でもある。
- (25) 大西雅雄「日本国語の大道」『日本語教育の問題』前掲、49。大西は当時法政大学教授で、人為的国語改革に絶対反対の姿勢を堅持した愛国主義者とも言うべき人物であり、亡國的国語劣視思想の駆逐に努めた。
- (26) 以下次のように続く。「(中略)祖先以来言語に対し、言霊として敬ひ、日本の国を言霊のさきはふ国として裏に矜つて来た国体と不可分の関係を辨へ、日本人は今こそ限りなく日本語を愛し、その本質に立つて国語問題を反省し、整理第一を図り益々醇化発展せしめ、時と場と順序方法を究明しつつ真に言霊を通じて大東亞文化の創造に邁進せねばならぬ。」[大志万準治「興亜と日本語」『日本語』前掲、第2巻11号扉]。なお、大志万は興亜院文化部第二課で支那方面の教育担当であった。[石黒『日本語の世界化』前掲、239]。
- (27) 時枝誠記「朝鮮に於ける国語政策及び国語教育の将来」『日本語』第2巻8号、1942、54-63、Shi Gang、前掲書、138-142。川村、前掲書、236-245。
- (28) 注22参照。
- (29) 長谷川、前掲、64。